



大津市公報

令 和 8 年 5 月 15 日
号 外 （第 38 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 57 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
58 大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 1
59 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第57号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。
第33条第5号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第58号

大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市債権の管理に関する条例等施行規則（平成24年規則第17号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第59号

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年規則第67号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則

第1条中「規則は、」の次に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び」を加える。

第8条中「に定めるもののほか、条例」を削り、「事項は、」の次に「その都度」を加え、同条を第13条とし、第2条から第7条までを5条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の5条を加える。

（指定の申請書等）

第2条 法第23条第1項の規定による申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）定款

- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項に規定する役員をいう。）の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として行う業務に関し参考となる書類
（指定の有効期間）

第3条 支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年間とする。

（名称等の変更等の届出）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、業務変更届出書（様式第3号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（事業計画書等の提出等）

第5条 支援法人は、毎事業年度開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、毎事業年度終了後に、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（業務の廃止の届出）

第6条 支援法人は、指定を受けた業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

附則の次に次の4様式を加える。

様式第 1 号（第 2 条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第 1 項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務（複数選択可）

- ☐ 所有者等や地域への空家等の管理や活用に関する直接的な相談対応及び提案
- ☐ 空家等の所有者からの委託に基づく、空家等の定期的な状態確認や管理
- ☐ 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- ☐ 空家等の活用を促進する普及啓発
- ☐ 上記に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

2 添付する書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人として行う業務に関し参考となる書類

様式第2号 (第4条関係)

名称等変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定による名称等の変更について、次のとおり届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変 更 す る 事 項	☐ 支援法人の名称又は商号 ☐ 支援法人の住所 ☐ 支援法人の事務所又は営業所の所在地	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第3号（第4条関係）

業務変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務内容を変更したいので、大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

様式第 4 号（第 6 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）

大津市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

指定を受けた空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等
施行細則第 6 条の規定により届け出ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。